

表2 溶接ヒュームが特定化学物質の管理第2類物質とされたことにより必要とされる措置

		屋内作業場		屋外 作業場
		継続	継続 以外	
令和3年4月1日から				
雇い入れ時や作業内容変更時の教育（溶接ヒュームに関する事項を入れた教育）	法 59-①又は②	○	○	○
溶接ヒュームに汚染されたウエス、紙くず等は、蓋つきの不浸透性容器に保管	特化 12 の 2	○	○	○
作業場所の床は不浸透性	特化 21	○	○	○
関係者以外の者の立入禁止・その旨の表示	特化 24	○	○	○
溶接ヒュームを1%を超えて含有する物を運搬・貯蔵するときは、堅固な容器を使用 貯蔵場所を定め、関係者以外の立入禁止措置	特化 25	○	○	○
常時金属アーク溶接等作業を行うときは、作業場所以外に休憩室の設置	特化 37	○	○	○
身体や衣服を洗浄するための設備	特化 38	○	○	○
呼吸用保護具の使用	特化 38 の 21-⑤ (特化 38 の 12-⑥ は令和4年4月1 日施行)	○特 化 38 の 12 -⑥	○	○
作業場内での喫煙・飲食の禁止 その旨の表示	特化 38 の 2	○	○	○
全体換気装置の設置	特化 38 の 21-①	○	○	
特殊健診の実施	法 66-② 特化 39	○	○	○
令和4年4月1日から				
作業主任者の選任	法 14 特化 29	○	○	○
令和4年3月31日まで				
労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により、溶接ヒュームの測定（個人ばく露測定）の実施 記録の保存	令和2年厚生労働省令第89号附則第2条	○		
令和4年4月1日から				
新たな金属溶接アーク溶接等の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするとき、労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により、溶接ヒュームの測定（個人ばく露測定）の実施	特化 38 条の 21-②	○		
個人ばく露測定の結果に応じて、換気装置の風量の増加等による作業環境の改善	特化 38 条の 21-③	○		
風量の増加等による作業環境の改善を行った後に、その効果確認のため、再度、個人ばく露測定による空気中の溶接ヒュームの濃度の測定	特化 38 条の 21-④	○		
個人ばく露測定の結果から計算した要求防護係数を満たす呼吸用保護具の使用	特化 38 の 21-⑥	○		
個人ばく露測定結果の記録・保存	特化 38 の 21-⑧	○		
令和5年4月1日から				
フィッティングテストの実施	特化 38 の 21-⑦	○		